

令和5年3月15日

事業主 }  
個人加入 } 組合員 各位

東京都薬剤師国民健康保険組合

令和5年度東京都薬剤師国民健康保険組合保険料  
について（お知らせ）

日頃より当組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、3月15日に開催した第64回通常組合会におきまして**令和5年度の保険料を変更しない**ことが決定されましたのでお知らせいたします。

事業主様におかれましては、従業員の皆様にもこのことをお伝えいただきたく存じます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

<令和5年度東京都薬剤師国民健康保険組合保険料等>

区 分		賦 課 額【 月 額 】	
医 療 分	事業主組合員	26,000 円	
	特例組合員	16,000 円	
	従業員	薬 剤 師	21,500 円
		そ の 他	16,000 円
	家 族	未就学児	6,000 円
		そ の 他	9,000 円
後期高齢者支援金分(被保険者全員)		3,500 円	
介護納付金分(満40歳~64歳)		4,800 円	
後期高齢者組合員(満75歳以上)		2,500 円	

- 介護納付金分は、年齢が満40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者が納付すべき介護保険料として当組合が徴収し、まとめて納めるものです。
- 後期高齢者組合員の賦課額は、保健事業の費用に充てるものです。

< お 知 ら せ >

「傷病手当金の支給」の対象となる期間が、令和5年5月7日まで延長となりました。

また、「保険料減免補助」につきましては、令和4年度分保険料までで終了となりますので、併せてお知らせいたします。

詳しくは組合ホームページでご確認ください。